

資料 8 4 - 2

特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可に  
ついて

(諮問第1235号)

(公印・契印省略)

諮問第 1235 号  
令和 5 年 2 月 21 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 川濱 昇 殿

総務大臣 松本 剛明

### 諮問書

アイシーエクスプレス株式会社(代表取締役 谷口 亮)ほか3者から、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第29条の規定に基づき、特定信書便事業の許可の申請が、株式会社コーユーサービス(代表取締役 遠藤 宮雄)から、同法第34条において準用する同法第12条第1項の規定に基づく事業計画の変更の認可の申請があった。申請の概要は、別紙1のとおりである。

当該許可の申請について審査した結果は別紙2のとおりであり、いずれも同法第31条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、同法第34条において準用する同法第8条各号に掲げる者に該当しないと認められる。また、当該変更の認可の申請について審査した結果は別紙3のとおりであり、同法第31条各号に掲げる基準に適合していると認められる。

よって、当該許可の申請については同法第29条の許可をすることとし、当該変更の認可の申請については同法第34条において準用する同法第12条第1項の規定に基づく認可をすることとしたい。

上記について、同法第38条第2号の規定に基づき諮問する。

# 特定信書便事業の許可申請及び 事業計画の変更の認可申請の概要

令和5年2月21日  
総務省

# 1 事業の許可申請

## (1) 申請者及び提供サービスの概要

申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金 (注1)	主な事業 (前年度売上高) (注2)	提供 サービス (注3)			提供区域	提供サービス概要	事業 開始 予定日
			1 号	2 号	3 号			
1 アイシーエクスプレス(株) (東京都大田区)	6,800万円	貨物運送業 (41億2,083万円)	○			【1号役務】 埼玉県、千葉県、東京都 (離島を除く。)、神奈川県	【1号役務】 既存顧客の拠点間を巡回または定期集配する役務を見込んでいる。	令和5年 3月1日
2 ロジフォワード(株) (神奈川県大和市)	2,000万円	貨物運送業 (10億1,284万円)	○		○	【1号役務】、【3号役務】 引受地: 神奈川県、千葉県 配達地: 神奈川県、東京都 (離島を除く。)、千葉県、埼 玉県、群馬県、茨城県	【1号役務】 警察署間の信書を定期配送する役務を見込んでいる。 【3号役務】 既存顧客から差し出される契約書及び請求書等の信書を送達する役務を見込んでいる。	令和5年 6月1日
3 (株)アットロジコム (愛知県名古屋市中)	1,000万円	貨物運送業 (3,850万円)	○		○	【1号役務】 愛知県 【3号役務】 愛知県、東京都	【1号役務】 既存顧客からインターネット等で依頼を受け、企業、商業施設への信書を送達する役務を見込んでいる。 【3号役務】 既存顧客から差し出される契約書等の信書便物の送達を見込んでいる。	令和5年 4月1日
4 アシストライン(株) (大阪府東大阪市)	300万円	貨物運送業 (8億7,489万円)	○		○	【1号役務】、【3号役務】 大阪府、京都府、兵庫県、 滋賀県、奈良県、和歌山県	【1号役務】 既存顧客の支店及び営業所を巡回する役務を見込んでいる。 【3号役務】 既存顧客や地方公共団体等から差し出される契約書及び請求書等の信書便物の送達を見込んでいる。	令和5年 4月1日

※注1: 直近の決算年度における額を記載。

※注2: 直近の決算年度における額を記載。

※注3: 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7項各号に定めるサービスをいう。

## (2) 引受け及び配達の方法

申請者名		引受の方法				配達の方法
		同社営業所で引受け	利用者の指定場所で引受け	巡回先で引受け	定期集配先で引受け	
1	アイシーエクスプレス(株)			1号	1号	対面交付、郵便受箱への投函又はメール室への配達
2	ロジフォワード(株)	3号	3号	1号	1号	対面交付
3	(株)アットロジコム		1号	1号、3号	1号、3号	対面交付
4	アシストライン(株)	1号、3号	1号、3号	1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱への投函又はメール室への配達

### (3) 信書便事業収支見積(委員限り)

#### その1 収入の部

申請者名(注1)		利用見込通数(月)	単価	信書便事業見込収入(年間)
1	アイシーエクスプレス(株)			
2	ロジフォワード(株)			
3	<u>(株)アットロジコム</u>			
4	<u>アシストライン(株)</u>			

注1: 下線を付した者は消費税込み、下線の無いものは消費税抜きにより、単価及び信書便事業見込収入を計上。以下、同じ。

(3) 信書便事業収支見積(委員限り)

その2 支出及び利益の部

(単位:万円)

申請者名	年度	信書便事業収入	信書便事業支出					信書便事業営業利益(注1)	当期純利益(税引前利益)(注2)
			合計	人件費	経費	減価償却費	その他(業務委託費等)		
アイシーエクスプレス(株)	初(4ヶ月)								
	翌								
ロジフォワード(株)	初(12ヶ月)								
	翌								
(株)アットロジコム	初(10ヶ月)								
	翌								
アシストライン(株)	初(12ヶ月)								
	翌								

注1: 信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額。

注2: 当期純利益は、会社全体としての利益を表している。

#### (4) 資金計画（委員限り）

（単位：万円）

申請者名		純資産の額(注1)	事業開始に要する資金(注2)	資金の調達方法
1	アイシーエクスプレス(株)			
2	ロジフォワード(株)			
3	<u>(株)アットロジコム</u>			
4	<u>アシストライン(株)</u>			

注1：純資産の額は、資産から負債を差し引いた額。直近の決算年度における純資産の額を記載。

注2：事業開始に要する資金は、人件費の2か月分、地代家賃の1か年分等の合計額。



## 2 事業計画の変更の認可申請

### (1) 申請者及び変更の概要

申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金 (注1)	主な事業 (前年度売上高) (注2)	変更概要	変更 予定日
(株)コーユーサービス (宮城県富谷市)	50万円	貨物運送業 (1,386万円)	3号役務から1号役務への変更(注)	令和5年 3月1日

注: 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7項1号及び3号に定めるサービスをいう。

### (2) 引受け及び配達の方法

引受の方法				配達の方法
同社営業所で 引受け	利用者の指定 場所で引受け	巡回先で引受け	定期集配先で 引受け	
		<u>1号</u>	<u>1号</u>	対面交付、郵便受箱への投函又は メール室への配達

注: 下線部分は今回変更するもの。

### (3) 信書便事業収支見積(委員限り)

#### その1 収入の部

利用見込通数(月)	単価	信書便事業見込収入(年間)

注: 下線部分は今回変更するもの。

#### その2 支出及び利益の部

(単位:万円)

年度	信書便事業収入	信書便事業支出					信書便事業営業利益(注1)	当期純利益(税引前利益)(注2)
		合計	人件費	経費	減価償却費	その他(業務委託費等)		
初(10ヶ月)								
翌								

注1: 信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額。

注2: 当期純利益は、会社全体としての利益を表している。

### (4) 資金計画(委員限り)

(単位:万円)

純資産の額(注1)	事業開始に要する資金(注2)	資金の調達方法

注1: 純資産の額は、資産から負債を差し引いた額。直近の決算年度における純資産の額を記載。

注2: 事業開始に要する資金は、人件費の2か月分、賃借料の1か年分等の合計額。

## 特定信書便事業の許可申請の審査結果の概要

アイシーエクスプレス株式会社ほか 3 者からの特定信書便事業の許可申請について審査した結果の概要は、以下のとおりである。

いずれの申請についても民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号。以下「法」という。）第 31 条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、法第 34 条において準用する法第 8 条各号に掲げる者に該当しないものと認められる。

- 1 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

（法第 31 条第 1 号）

項目	審査概要	適否
引受け	引受けの方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から直接引き受けることとされていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
配達	配達の方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が配達し、受取人に直接引き渡す方法や受取人の郵便受箱又はメール室へ配達する方法により、配達することが規定されていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
委託	委託契約書において、受託者に信書便管理規程の遵守義務が課されていること等から、秘密を保護するため適切なものである。 (業務委託予定申請者 2 者)	適

- 2 その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

（法第 31 条第 2 号）

項目	審査概要		適否
事業収支 見積り	対象年度	事業開始の初年度及び翌年度を対象としている。	適
	算出方法	信書便事業収入は、契約が見込まれる者との間で予定する契約額や顧客へのヒアリング調査の結果を基に算出した推定取扱通数に予定単価を乗じた額等を、その他の収入は、前年度の実績を元に算出しており、適正かつ明確に算出されている。信書便事業支出は、項目ごとに積み上げた額又は兼業する事業との案分による額を、その他支出は、信書便事業と案分した額を除いた上で前年度の実績を元に算出しており、適正かつ明確に算出されている。	適

役務内容が法に適合していること。	申請のあった役務内容は、それぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合している。	適
委託	信書便の業務の一部を委託する方法が、自ら当該業務を実施する方法よりも経済的であるという特別の事情が認められる。また、委託契約書において、取扱いの責任及び第三者への再委託の禁止が規定されている。 (業務委託予定申請者2者)	適

3 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(法第31条第3号)

項目	審査概要	適否
資金	事業の開始に要する資金の見積りの算出方法が適切かつ明確であり、調達できることについて明確な裏付けのある自己資金により調達することとしている。	適
行政庁の許可等	事業を営むために必要な許可等を取得済みである。	適

4 欠格事由に該当しないこと。

(法第34条において準用する法第8条)

いずれの申請者とも該当なし

## 事業計画の変更の認可申請の審査結果の概要

事業計画の変更の認可申請のあった株式会社コーユーサービスについて審査した結果の概要は以下のとおりであり、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「法」という。）第34条により読み替えて準用する法第12条第2項に基づく第31条各号に掲げる基準に適合しているものと認められる。

- 1 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

（法第31条第1号）

項目	審査概要	適否
引受け	従前と同様であり変更なし。	適
配達	従前と同様であり変更なし。	適

- 2 その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

（法第31条第2号）

項目	審査概要		適否
事業収支 見積り	対象年度	初年度及び翌年度を対象としている。	適
	算出方法	信書便事業収入は、契約が見込まれる者との間で予定する契約額や前年度実績額を基に算出した推定取扱通数に予定単価を乗じた額等を、その他の収入は、前年度の実績を元に算出しており、適正かつ明確に算出されている。信書便事業支出は、項目ごとに積み上げた額又は兼業する事業との案分による額を、その他支出は、信書便事業と案分した額を除いた上で前年度の実績を元に算出しており、適正かつ明確に算出されている。	適
役務内容が 法に適合していること	申請のあった役務内容は役務の種類に応じた法の規定に適合している。		適

- 3 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

（法第31条第3号）

項目	審査概要	適否
資金	事業の開始に要する資金の見積りの算出方法が適切かつ明確であり、調達できることについて明確な裏付けのある自己資金により調達することとしている。	適
行政庁の許可等	従前と同様であり変更なし。	適